令和７年３月２７日

お知らせ

令和7年10月１日から
事業系一般廃棄物の使用料を改定します。

改定の内容

区分	使用料	
	改定前	改定後
事業系一般廃棄物	10 キログラムにつき １００円	10 キログラムにつき ２００円

※10 キログラム以下のときは 10 キログラムとする。

改定の理由

　事業系一般廃棄物の使用料は、平成２１年度の改定以来据え置かれておりましたが、前回の改定から１５年が経過しており、廃棄物の処理に係る費用負担の適正化を図るため、使用料の改定を行います。

　ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先

衣浦衛生組合（クリーンセンター衣浦）
☎（０５６６）４１－３４７９